

知恵のたまご

相続の決まりごと

相続する財産には、被相続人が死亡したときに有していた財産、例えば、土地建物、現金、預金、株券、貸付金、保険金、その他の財産(積極財産)と借金、債務、保証債務などの全ての債務(消極財産)があります。これらを相続する場合、法律により、次の通りの決まりごとがあります。

- ①単純承認 相続の開始を知ってから(一般的には、死亡の日を知った日ですが、先順位の人が相続放棄をしたときには、自分が相続人になったことを知ったとき)3か月を経過するまで何もしなかったとき、または、それまでに相続財産を取得したときは、相続をしたことになります。
- ②限定承認 相続財産(積極財産)より債務(消極財産)が多いと思われるとき、または、どちらか判らないときは、相続の開始を知ってから3か月以内に相続人全員が家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。
- ③相続放棄 相続放棄をすると、全ての相続財産についての権利義務から免れることになり、最初から相続人では無かったということになります。この手続きは相続の開始を知ってから(一般的には、死亡の日を知った日ですが、先順位の人が相続放棄をしたときは、自分が相続人になったことを知ったとき)から3か月以内に家庭裁判所に申し立てをしなければなりません。

3か月を経過するまで何もしなかったとき、または、それまでに相続財産を取得したとき(例えば、現金、預金、株券、不動産、家賃などの積極財産の取得や借金、保証債務、その他の債務などの消極財産の弁済または、承認)は、相続をしたこととなりますので、それ以降に相続放棄はできません。

一口メモ

一般的に相続放棄(財産放棄)といわれている相続人間の遺産分割協議では、相続財産を一切相続しない相続人、債務のみ相続しない相続人、全てを相続する相続人と決めることがあっても、三者とも被相続人の債務(消極財産)の責任は免れません。相続人間の取り決めであり、債権者には、何ら影響がありませんので、よく心に留めておいてください。(T)



鬼太郎に出会って喜ぶ参加者

鬼太郎に出会って喜ぶ参加者

鬼太郎に出会って喜ぶ参加者

鬼太郎に出会って喜ぶ参加者

真っ黒に日焼けした顔に白い歯がキラリ！夏こそ我がシーズン。  
鳥取県ビーチバレー連盟の理事長として、特に7月・8月は近隣の愛好者で賑わう「きたろうカップ」、また、全国的に



「ガジンさん」の愛称で皆に親しまれる松本所長(松本雅人事務所)

青色申告会の元気企業

オールシーズン元気印

土地家屋調査士 松本雅人事務所

も知られ有名選手も出場する「SUN-1INビーチバレー」等々の大会が目白押しで、その準備・調整に駆け回る日々。「いつ仕事を」と、気になりませんが、そこはそれ、並外れた体力でフル稼働の毎日です。「ガジンさん」の愛称で親しまれている松本雅

学校卒業後、数年間の事務所勤務を経験した後、1981年(昭和56年)に土地家屋調査士の資格を取得。翌1982年(昭和57年)に独立開業して、境港市役所向い側に事務所を設け、奥様(美恵子さん)と二人でのスタートでした。業績も順調に伸展し、スペース的にも手狭になってきたこともあって、思い出多い事務所でしたが、2008年(平成20年)10月に外江町の現在地に移転しました。また、



【事業所のあらまし】  
事業所名 土地家屋調査士 松本雅人事務所  
代表者 松本 雅人(マツモト マサヒト)  
所在地 境港市外江町2436-10  
事業内容 土地家屋調査士(土地・建物の測量・登記)  
TEL 44-4600  
FAX 44-4832

女性部だより

県連女性部総会を境港で開催

2010年度鳥取県青色申告会連合会(県連)女性部総会が7月14日、おさひ会館(大正町)で開催され、県内各市の青色申告会女性部から計27名が参加しました。私達は同総会を境港青色申告会の女性部活動の一環として取り組み、会場、駐車場、昼食懇談会、視察研修会などについて

「境港らしさ」をモットーに企画し、それぞれ自分出来ることは何かを考えながら会合を重ねてきました。当日は、スタッフジャンパーを着て、案内板を持ち、各部所で参加者を迎えました。定刻に総会が始まり、当女性部理事・足立裕子さんのピアノ伴奏で、会歌を斉唱しました。

議事に入ると、山下佳也県連会長が来賓あいさつとして、会員の増強対策について、またブルーリターン、電子申告の普及を推進していることなどを報告。続いて、県連女性部の

従業員も2人増え、出雲から鳥取までの事業エリアを4人でカバーしています。事務所名が表すように不動産(土地・建物)の測量及び登記申請手続の仕事ですが、ここで皆様へ一言アドバイス。「不動産の測量・登記は、売買に際して行われることが多いのですが、そのような予定がなくて

も境界はきちんとしておくべきですよ。イザという時に慌てないように、トラブルとならないように。隣人と良好な関係にある間に測量し、境界を確定しておくことをお勧めしますよ」とのことでした。

この記事が掲載される頃には、ビーチバレーもシーズンオフ。仕事に専念、全力でアタックして



人さんの土地家屋調査士事務所を訪問しました。親しい人で名前を正しく「マサヒト」と呼んでくれる人はほとんどいません。「皆、ガジン、ガジンと呼ぶので、今では、私もそれで納得していません」と苦笑しながら、インタビューに応じてくれました。

所を設け、奥様(美恵子さん)と二人でのスタートでした。業績も順調に伸展し、スペース的にも手狭になってきたこともあって、思い出多い事務所でしたが、2008年(平成20年)10月に外江町の現在地に移転しました。また、

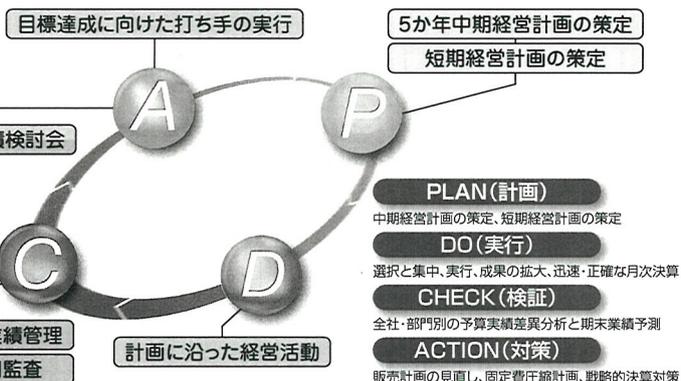
いる松本さんに出会うかもしれません。また、お聞きしたところでは、息子さんも後継ぎを目指して勉強中だそうです。松本雅人土地家屋調査士事務所は、その基盤をますます堅固なものとしつつ、将来への備えも着々と進めておられるようで、正に元気企業そのもののような訪問先でした。(Y)

村山貴美子部長(鳥取青色申告会女性部長)が「親会(各青色申告会)に協力し、女性部としてできる限り頑張りましょう」と主催者あいさつ。また、鳥取では1円玉募金や古切手収集などで、被災地の援助を行っていることや会員相互の親睦を計画していることなどを報告しました。

総会終了後、昼食・懇談会を実施。割烹ことぶきに出前をお願いしたところ、「鬼太郎のチャンネル」を表現したお弁当が届き、楽しくいただきました。続いて、酒蔵見学と水木しげるロードを視察しました。酒蔵見学のため、おさひ会館から千代むすび酒造に移動の途中、鬼太郎の着ぐるみに出会い、皆さんとても喜んでいただきました。同社で特製のカステラをいただき、酒蔵で香り漂う中、説明を聞き、改めて酒造りの大変さを知り、感動しました。(H)

黒字決算実現のための「PDCAサイクル」の定着をご支援します

毎期、黒字決算を実現するためには、業績管理(PDCA)メカニズムを社内にも組み込むことが重要です。そのために、「中期経営計画」に基づく「短期経営計画」の策定および月次巡回監査に基づく計画と実績の検証をご支援します。さらに、問題点の発見・対策を検討する四半期ごとの「業績検討会」を実施し、業績管理体制の定着をご支援します。



品質方針

関与先企業の継続的発展と防衛を願い、当事務所が提供するサービスの品質向上と継続的改善に努め、顧客満足度を高め、もって社会に貢献することを旨とする。

松本会計事務所  
所長 松本正福  
職員一同



TKC 松本会計事務所

〒684-0071 境港市外江町3801番地  
☎(0859)44-6195 FAX(0859)44-6186  
E-mail: matsumoto-masatomi@tkcnf.or.jp  
URL: http://homepage3.nifty.com/matsumoto-AO/